

介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準による訪問型サービスの
介護従業者に係る研修項目について

大和郡山市 福祉健康づくり部 地域包括ケア推進課

介護予防・日常生活支援総合事業の緩和した基準による訪問型サービスにおいて、介護職員初任者研修修了者等でない者を業務に従事させる場合に、事業者が当該従業者に対して実施すべき研修項目を下記のとおり定める。

記

1 研修すべき内容

1) 介護従業者としての心得や倫理について

高齢者宅を訪問する介護従業者として、利用者の信頼感を損なうことがないよう、身だしなみや清潔・衛生の確保、利用者との接し方などの基本的な心得及び人権の尊重や守秘義務など介護従業者としての職業倫理について、研修を行うこと。

2) 本サービスで行うことができない行為について

緩和した基準で有資格で無い者が行なう訪問型サービスは、身体介護を一切要しない利用者に対する訪問サービスであり、従業者には身体介護と生活援助の別（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）」参照）と本サービスでは身体介護を行ない得ないことを明確に指導すること。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業は市町村事業ではあるが、被保険者が納付した保険料や公費を財源とする公的サービスであり、単なる家事サービスではない。このため、訪問サービスとして実施できる生活援助の内容は原則として介護保険給付の対象となる訪問介護と同様であり、利用者以外の家族に係る洗濯、調理や来客への応接等、利用者への生活援助の範囲を超える行為を行うことはできない。（「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（老振第76号）」参照）

従業者に対し、これらの行って良い行為、行うことができない行為の区別を明確に指導すること。

3) 高齢者のこころとからだに関する理解について

従業者が高齢者とのコミュニケーションを円滑に図るとともに高齢者の心身の変化を見逃すことがないよう、老化により生じる高齢者のこころやからだの変化について研修を行うこと。

4) 介護保険制度の概要

介護保険の被保険者や保険料、認定制度、サービスの利用手順（給付）、介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターなど、介護従業者として業務にあたる上で知っておくべき介護保険制度の概要について研修を行うこと。

5) 事業所の支援体制について

有資格者でない従業者が高齢者宅を訪問する場合、緊急時等の対応について自身では判断がつかないケースが生じる可能性がある。こうした場合に備え、緊急事態が発生した場合、どのように事業所職員と連絡を取り対応の指示を仰ぐべきか、事業所の支援体制について、研修を行うこと。事業所は有資格者でない訪問介護員に限らず、緊急事態が発生した場合に事業所職員が組織的に対応できるよう支援体制を整備されたい。

2 具体的な研修カリキュラムについて

前記の「1 研修すべき内容」についての研修を実施する上で、想定される研修内容を参考として介護職員初任者研修のカリキュラムで以下のとおり示す。介護職員初任者研修については複数の出版社よりテキストが発行されているため、これらのテキスト等を適宜、研修に活用されたい。

研修すべき内容	介護職員初任者研修カリキュラム		その他参考
	項目	科目	
1 介護従業者としての心得や倫理について	3 介護の基本 5 介護におけるコミュニケーション技術 9 こころとからだのしくみと生活支援技術	(2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全 (1)介護におけるコミュニケーション ア 基本知識の学習 (2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解	
2 本サービスで行うことができない行為について	9 こころとからだのしくみと生活支援技術	イ 生活支援技術の講義・演習 (4)生活と家事	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（老計第10号）」 「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（老振第76号）」
3 高齢者のこころとからだに関する理解について	6 老化の理解	(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常 (2)高齢者と健康	
4 介護保険制度の概要	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1)介護保険制度	「あなたといっしょに介護保険（大和郡山市パンフレット）」
5 事業所の支援体制について	※前述の趣旨を勘案の上、事業所で独自に検討されたい	※前述の趣旨を勘案の上、事業所で独自に検討されたい	

なお、前記以外にも介護職員初任者研修のカリキュラム中、重要と思われるものについて別表に示す。状況に応じてこれらの項目についても研修の実施を検討されたい。

緩和した基準による訪問型サービスにおいて介護職員初任者研修修了者等でない従業者が訪問介護を行う場合は、以上の内容について少なくとも6時間から8時間を目安として研修を実施すること。

介護職員初任者研修カリキュラム

該当	項目	科目	
△	1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	
△		(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解	
△	2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	
△		(2) 自立に向けた介護	
△	3 介護の基本	(1) 介護職の役割、専門性と多職種との連携	
○		(2) 介護職の職業倫理	
○		(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	
○		(4) 介護職の安全	
	4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1) 介護保険制度	
		(2) 障害者総合支援制度及びその他制度	
		(3) 医療との連携とリハビリテーション	
○	5 介護におけるコミュニケーション技術	(1) 介護におけるコミュニケーション	
△		(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	
○	6 老化の理解	(1) 老化に伴うところとからだの変化と日常	
○		(2) 高齢者と健康	
	7 認知症の理解	(1) 認知症を取り巻く状況	
		(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	
		(3) 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活	
		(4) 家族への支援	
	8 障害の理解	(1) 障害の基礎的理解	
		(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かわり支援等の基礎的知識	
		(3) 家族の心理、かわり支援の理解	
○	9 ところとからだのしくみと生活支援技術	ア 基本知識の学習	
		(1) 介護の基本的な考え方	
		(2) 介護に関するところのしくみの基礎的理解	
		(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	
○		イ 生活支援技術の講義・演習	(4) 生活と家事
△			(5) 快適な居住環境整備と介護
			(6) 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
			(7) 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
			(8) 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
			(9) 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
			(10) 排せつに関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
			(11) 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護
			(12) 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護
			ウ 生活支援技術演習
	(13) 介護過程の基礎的理解		
	(14) 総合生活支援技術演習		
	10 振り返り	(1) 振り返り	
		(2) 就業への備えと研修終了後における継続的な研修	

○=最低限研修が必要となる項目

△=研修実施を検討すべき項目